

静岡県告示第86号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和3年2月9日から起算して15日間、南駿河湾漁業協同組合吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年2月9日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 発起人の住所氏名

静岡県榛原郡吉田町住吉2099	増田 源七郎
静岡県榛原郡吉田町住吉2064-2	松浦 光紀
静岡県榛原郡吉田町住吉2643	山田 七郎
静岡県榛原郡吉田町住吉4083	増田 源司郎
静岡県榛原郡吉田町住吉3016	福世 準一

2 加入区

吉田加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

南駿河湾漁業協同組合